



ベニズワイガニ (日本海系群) ①

ベニズワイガニは日本海、オホーツク海、銚子以北の本州太平洋沿岸に広く生息し、本系群はこのうち日本海の本州沿岸に分布する群である。漁業の違いにより、大臣許可水域（東経134度以西の鳥取県から島根県の地先と沖合漁場）と知事許可水域（青森県から兵庫県の各県地先）に分けられる。



図1 分布域

水深400～2,700mに広く分布し、分布の中心は1,000～2,000mである。

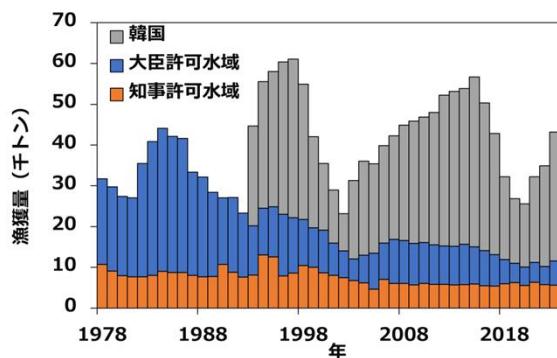


図2 漁獲量の推移

大臣許可水域では2015年以降は減少傾向が続いたが、2023年以降は増加に転じ、2024年は5,561トンであった。

知事許可水域では2007年以降6,000トン前後で推移しており、2024年は5,053トンであった。

韓国の漁獲量（1992年以前の漁獲量は不明）は2016～2020年に減少したが、その後は増加に転じ、2024年は28,456トンであった。

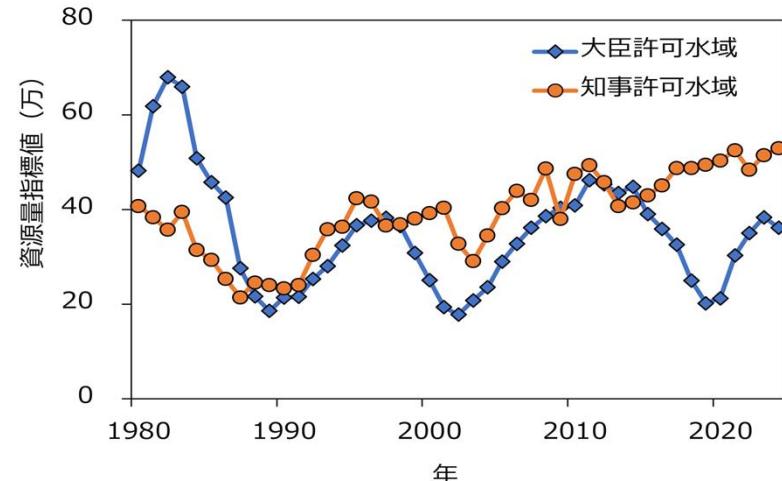


図3 資源量指標値の推移

各水域の資源量指標値として、漁獲量の大半を占めるかご漁業の単位努力量当たり漁獲量（CPUE）を標準化した値と漁場面積を乗じた値を用いた。

大臣許可水域の資源量指標値は2015年以降は大きく減少したが、2020年以降増加に転じ、2024年は36.2万であった。知事許可水域の資源量指標値は2004年以降は緩やかな増加傾向にあり、2024年は53.0万であった。

ベニズワイガニ (日本海系群) ②

本系群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和7（2025）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。本系群は2つの海域（大臣許可水域・知事許可水域）を別に評価しているため、それぞれの海域について適用した結果を示す。

大臣許可水域

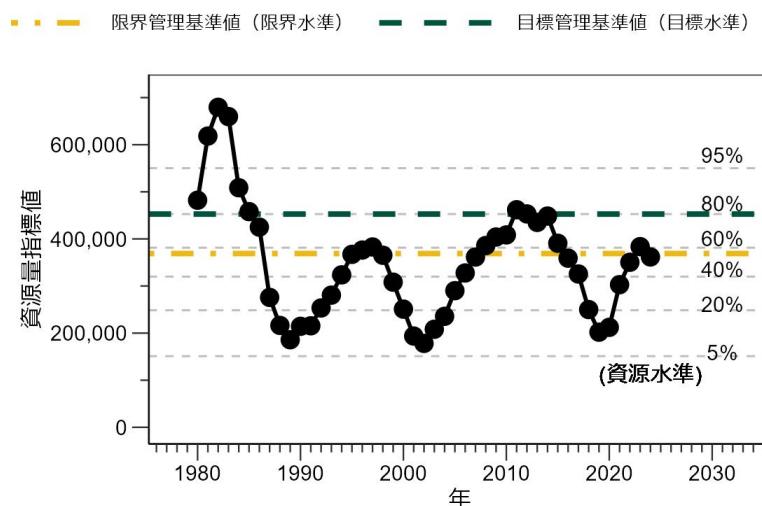


図4 資源水準および管理基準値

標準化CPUEと漁場面積の積により求めた値を資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）とする。

2024年の資源量指標値（36.2万）は53.6%水準に相当するため、限界管理基準値を下回った。

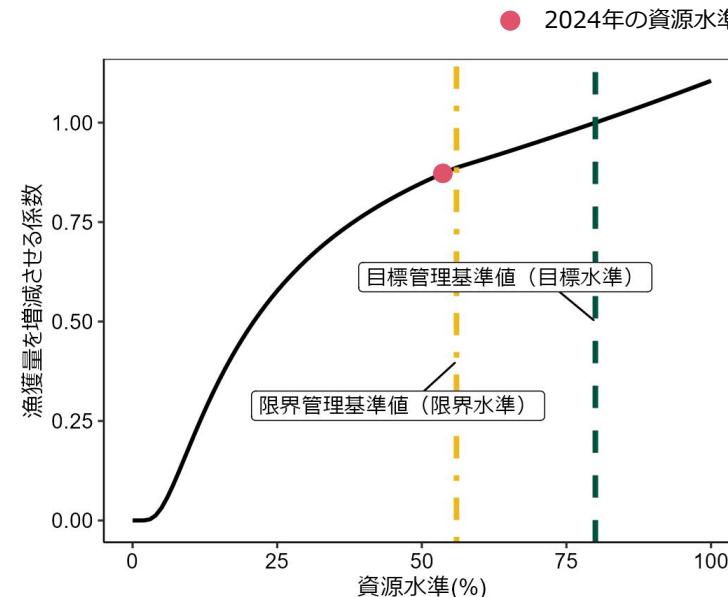


図5 漁獲管理規則

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を示す。資源水準が目標管理基準値（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2024年）の資源水準（53.6%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.87であった。

ベニズワイガニ (日本海系群) ③

大臣許可水域

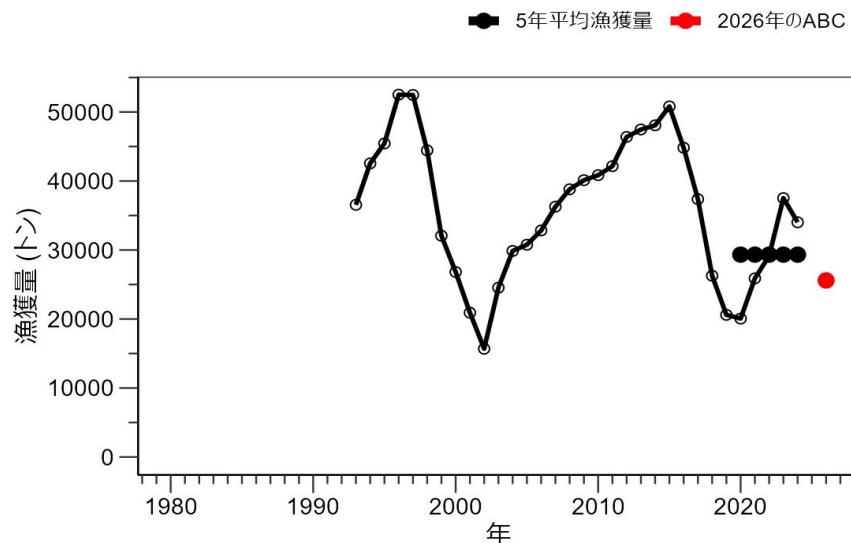


図6 漁獲量の推移と2026年のABC

直近5年間（2020～2024年）の平均漁獲量（黒丸、29,329トン）に2024年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.87）を乗じて算出される2026年のABCは25,587トン（赤丸）となった。なお、ここの平均漁獲量は日本の大蔵許可水域と韓国の合計値を用いた。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値 (目標水準)	80.0%	1.000	452,713
限界管理基準値 (限界水準)	56.0%	0.887	368,919
現状の値 (2024年)	53.6%	0.87	361,682
資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値および限界管理基準値との位置関係に基づき漁獲量を増減させる。			
2024年の資源水準は53.6%であり、漁獲量を増減させる係数は0.87となった。2026年のABCは25,587トンと算出された。			

ベニズワイガニ (日本海系群) ④

知事許可水域

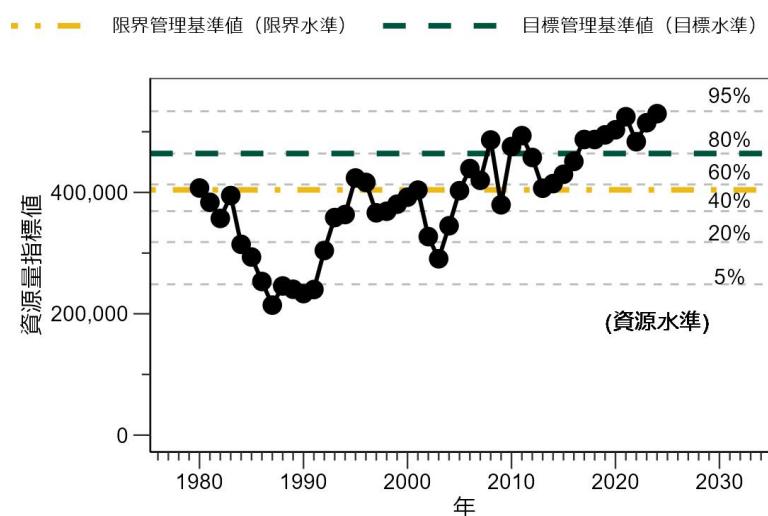


図7 資源水準および管理基準値

標準化CPUEと漁場面積の積により求めた値を資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）とする。

2024年の資源量指標値（53.0万）は94.5%水準に相当するため、目標管理基準値を上回った。

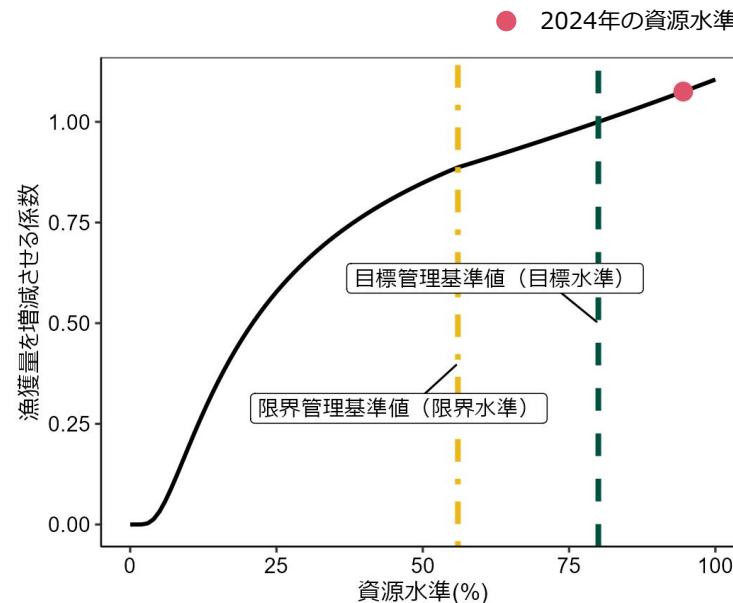


図8 漁獲管理規則

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を示す。資源水準が目標管理基準値（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2024年）の資源水準（94.5%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は1.08であった。

ベニズワイガニ (日本海系群) ⑤

知事許可水域

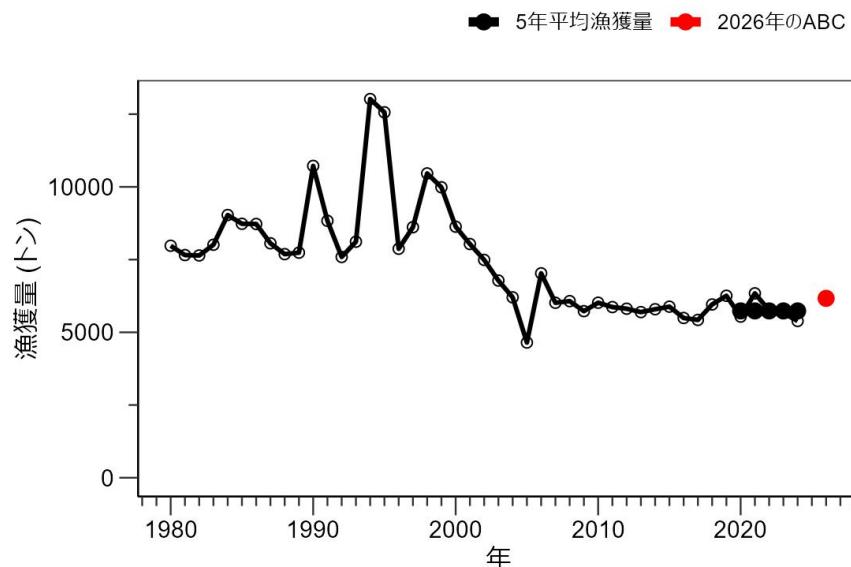


図9 漁獲量の推移と2026年のABC

直近5年間（2020～2024年）の平均漁獲量（黒丸、5,735トン：2024年は補正值）に2024年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（1.08）を乗じて算出される2026年のABCは6,167トン（赤丸）となった。なお、ABC算定に用いた直近5年間の平均漁獲量のうち、2024年の漁獲量（5,390トン）は、令和6年能登半島地震の影響を考慮し、新潟県と富山県の漁獲量に合計337トン上乗せした補正值である。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値 (目標水準)	80.0%	1.000	464,131
限界管理基準値 (限界水準)	56.0%	0.887	404,250
現状の値 (2024年)	94.5%	1.08	529,801

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値および限界管理基準値との位置関係に基づき漁獲量を増減させる。

2024年の資源水準は94.5%であり、漁獲量を増減させる係数は1.08となった。2026年のABCは6,167トンと算出された。

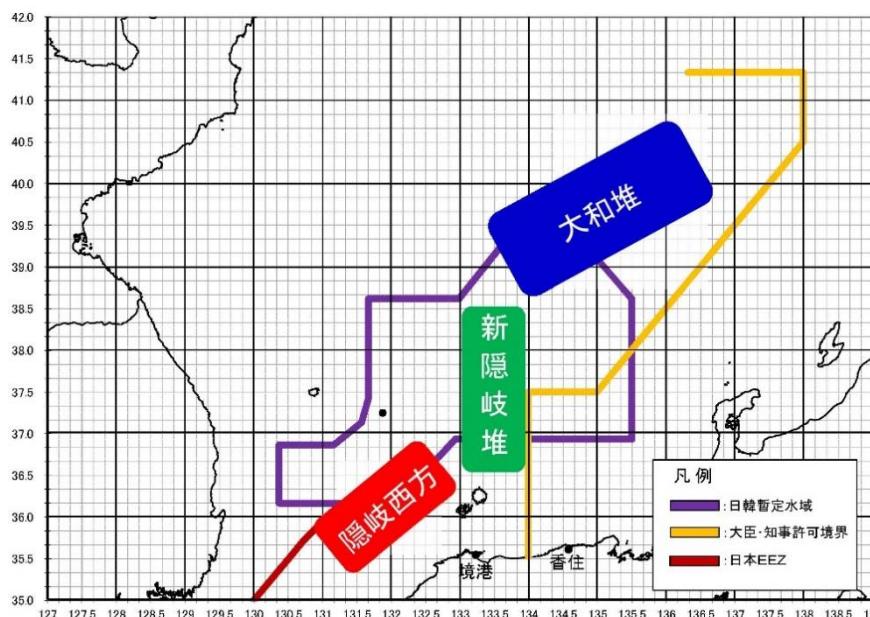
日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組について

1 日本海べにずわいがに漁業（大臣許可漁業）

（1）漁業の概要

「日本海べにずわいがに漁業」は、東経 133 度 59 分 50 秒以西の鳥取県から島根県にかけての地先と大和堆・新隱岐堆などの沖合漁場で「かにかご」を使用して行われる大臣許可漁業であり、操業期間は 9 月から翌年 6 月末までの 10 か月間である。1 航海の日数は操業水域によって異なるが、通常数日から 1 週間程度で、各操業船の漁場は周年ほぼ固定されている。

日本海べにずわいがに漁業の主要漁場



（2）資源管理の方向性

資源の維持又は増大を図るため、操業区域や操業期間、船舶別の年間の漁獲量上限（以下「IQ」という。）の設定等を行う公的管理に加え、自主的管理として、日本海べにずわいがに漁業を営む漁業者が参加する「資源管理計画※」及び海洋水産資源開発促進法に基づく「日本海沖合ベニズワイガニ資源管理協定」において、保護区の設定、漁具規制、小型ガニの保護等の自主的管理に取り組んできた。

（※「資源管理計画」は令和 6 年 3 月末に終了し、「べにずわいがに日本海系群に関する日本海べにずわいがに漁業の資源管理協定」へ移行したが、令和 7 年 9 月 1 日より改正漁業法に基づく IQ 管理が開始されたことに伴い現在は廃止されている。）

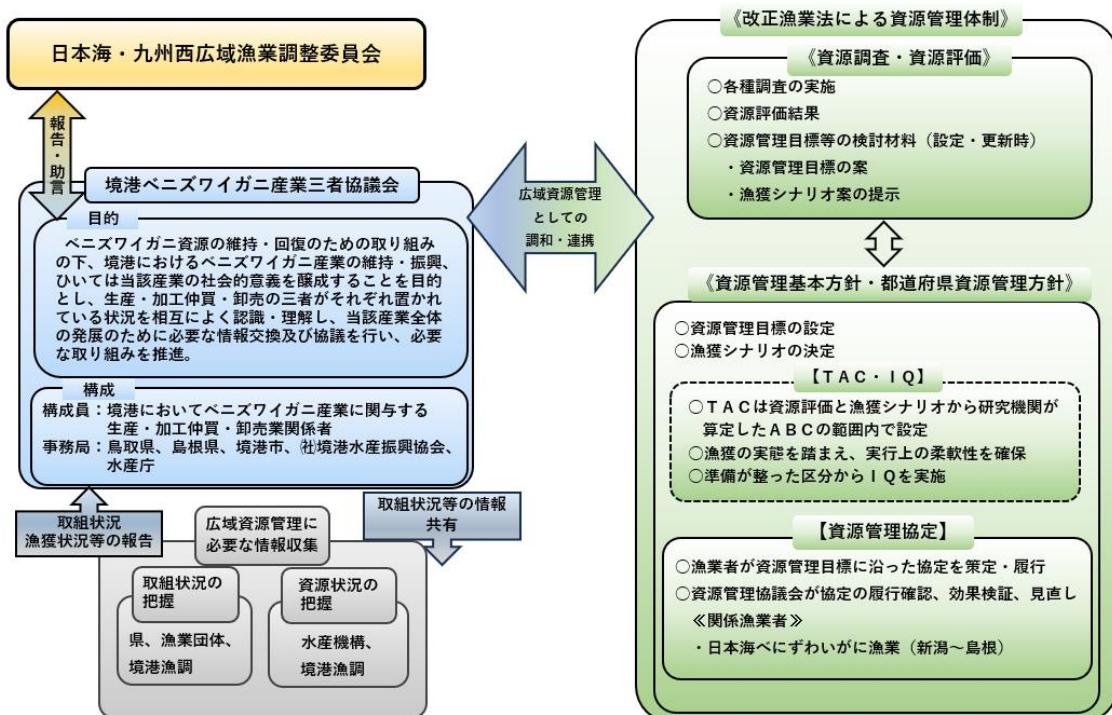
(3) 関係者による連携を図るための体制

境港においてベニズワイガニ産業に関与する生産・加工仲買・卸売業関係者からなる「境港ベニズワイガニ産業三者協議会」を随時開催し、国、関係県の行政・試験研究機関、(国) 水産研究・教育機構等を含めた関係者間で資源管理措置の取組状況等の情報共有等を行うことにより、適切な資源管理を推進する。



三者協議会の開催状況

日本海沖合ベニズワイガニの広域資源管理



(4) ベニズワイガニ広域資源管理に関する取組状況

1) 広域資源管理に係る会議の開催実績(直近3カ年)

開催時期	参加者	会議の概要
R7.7.30	漁業者、仲買加工業者、	・前年漁期の水揚げ結果
R6.7.29	卸売業者、関係県行政、	・ベニズワイガニの資源動向と生態
R5.7.31	(国) 水産研究・教育機構 他	・当年漁期のIQ設定 等

2) 資源管理措置の取組状況

ア 公的管理措置

管理措置	内容等
操業区域	漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第1の日本海べにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域
操業期間	9月1日から翌年6月30日まで
許認可隻数	200トン未満の船舶 11隻 (新潟県2隻、兵庫県1隻、鳥取県2隻、島根県6隻)
採捕制限	雌ガニ及び甲幅9センチメートル以下の雄ガニの採捕禁止
水深規制	水深800メートル以浅の水域での操業禁止
漁具規制	かごの側面最下部に内径9.5センチメートルの円形脱出口を3個以上設けたかごの網目の内径の長さは13センチメートル以上
漁獲量の制限	TAC及びIQの設定(令和7年漁期のTAC:7,997トン)

イ 自主的管理措置

管理措置	内容等
保護区の設定	・毎年6月1日から6月30日までの期間、農林漁区827区(暫定水域を除く)での操業禁止 ・水深1,700メートル以深の水域での操業禁止
漁具規制	・同時に使用できる連及びかごの最高数は、25連4,500かご (1連当たりのかご数180かご) ・休漁期間中の残置かごの網裾の解放
小型ガニの保護	・かごを敷設した後は3日以上浸漬 ・甲幅9センチメートル以下のベニズワイガニ(混獲した小型ガニ)の速やかな海中還元
休漁	《兵庫県のみ》 ・毎年6月1日から6月30日まで ・毎月2日間の停泊の実施 (荒天又は事故で連続2日以上休業した場合は、後日1日停泊)
漁獲量の制限	・TAC及びIQの適切な管理のため、1箱当たりの漁獲物重量は36kg以下

※これら自主的管理措置を定めた海洋水産資源開発促進法に基づく「日本海沖合ベニズワイガニ資源管理協定」を令和9年まで引き続き遵守すべく、令和4年8月1日付で関係者により協定を締結。

2 日本海べにずわいがに漁業（知事許可漁業）

資源管理の方向性

新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入することとした。現在、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）については、ステップ1を令和7管理年度から開始。ステップ2は令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ2までの取組みに十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ3の開始を目指しているところ。

【ステップアップ管理のイメージ】

